

件名：漁業法に基づく指示事項

(沖縄海区漁業調整委員会)

沖縄海区漁業調整委員会指示12第1号

沖縄海区におけるウミガメの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成12年6月20日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 照喜名 朝 進

(採捕の制限)

1 沖縄海区において、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイ（以下「ウミガメ」という。）を採捕してはならない。ただし、2に掲げる目的で採捕する場合であって、沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた者については、この限りでない。

(承認の対象者)

2 承認の対象となる者は、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 試験・研究の用に供しようとする者

(2) 増殖の用に供しようとする者

(3) 委員会が特に認めた者

(雌のウミガメの採捕禁止)

3 2の(3)に定める委員会の承認を受けた者であっても、雌のウミガメを採捕してはならない。

(承認証の携帯)

4 承認を受けた者は、ウミガメを採捕しようとする場合は、委員会が交付した承認証を所持しなければならない。

(報告書の提出義務)

5 承認を受けた者は、8月から12月までの採捕状況及び翌年1月から5月までの採捕状況について、それぞれの期間末日の翌月15日までに採捕報告書を委員会へ提出しなければならない。

(所持及び販売の禁止)

6 何人も承認を受けずに採捕されたウミガメ（標本及びはく製を含む。）の所持及び販売をしてはならない。

(取扱い要領)

7 この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いは、別に定めるウミガメ採捕承認取扱い要領による。

(指示の有効期間)

8 この指示の有効期間は、平成12年7月1日から平成15年6月30日までとする。